

8 そ の 他

令和4年度 中学生の『税についての作文』入選作品

入選作品

☆ 「税金のありがたみ」

(市立葦原中学校 鳥山 大樹 さん)

(1) 令和5年度市税税率表

市 民 税	個 人 所 得 割	市民税 6% 県民税 4% ※平成18年度税制改正、所得税からの税源移譲により平成19年度分から比例税率化 ※平成19年度から定率減税廃止 ・所得割のかからない者 前年中の所得金額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに32万円を加算した金額）以下の者												
		所得控除												
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 雑損控除</td> <td> 次のいずれか多い金額 1 (損失の金額－保険金等により補てんされる額)－(総所得金額等×1/10) 2 災害関連支出の金額－5万円 </td> </tr> <tr> <td>2 医療費控除</td> <td> 【医療費控除】 (支払った医療費－保険金等より補てんされる額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか少ない額} (控除限度額 200万円) 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】 [健康増進や疾病予防のための一定の取組みを行ったことがわかる書類が必要。] (スイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 (控除限度額 88,000円) ※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用であり、両方の控除を受けることはできない。 </td> </tr> <tr> <td>3 社会保険料控除</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>4 小規模企業共済等掛金控除</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td>5 生命保険料控除</td> <td> ① 旧契約(平成23年12月31日以前に契約を締結した保険契約等) (生命保険料・個人年金保険料) ア 支払った保険料が15,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が15,000円を超え40,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/2+7,500円 ウ 支払った保険料が40,000円を超え70,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/4+17,500円 エ 支払った保険料が70,000円を超える場合 ・ ・ ・ 35,000円 ※ 両方がある場合には、それぞれ求めた控除額の合計額 (上限額 70,000円) ② 新契約(平成24年1月1日以降に契約を締結した保険契約等) (生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料) ア 支払った保険料が12,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が12,000円を超え32,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/2+6,000円 ウ 支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/4+14,000円 エ 支払った保険料が56,000円を超える場合 ・ ・ ・ 28,000円 ※ 保険料が3種類ある場合は、それぞれ求めた控除額の合計額 (上限額 70,000円) ③ 旧契約と新契約の双方について適用を受ける場合 (生命保険料・個人年金保険料の区分ごと) ①により求めた金額+②により求めた金額 (上限額 28,000円) </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	控 除 額	1 雑損控除	次のいずれか多い金額 1 (損失の金額－保険金等により補てんされる額)－(総所得金額等×1/10) 2 災害関連支出の金額－5万円	2 医療費控除	【医療費控除】 (支払った医療費－保険金等より補てんされる額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか少ない額} (控除限度額 200万円) 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】 [健康増進や疾病予防のための一定の取組みを行ったことがわかる書類が必要。] (スイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 (控除限度額 88,000円) ※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用であり、両方の控除を受けることはできない。	3 社会保険料控除	支払った金額	4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額	5 生命保険料控除	① 旧契約(平成23年12月31日以前に契約を締結した保険契約等) (生命保険料・個人年金保険料) ア 支払った保険料が15,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が15,000円を超え40,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/2+7,500円 ウ 支払った保険料が40,000円を超え70,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/4+17,500円 エ 支払った保険料が70,000円を超える場合 ・ ・ ・ 35,000円 ※ 両方がある場合には、それぞれ求めた控除額の合計額 (上限額 70,000円) ② 新契約(平成24年1月1日以降に契約を締結した保険契約等) (生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料) ア 支払った保険料が12,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が12,000円を超え32,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/2+6,000円 ウ 支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/4+14,000円 エ 支払った保険料が56,000円を超える場合 ・ ・ ・ 28,000円 ※ 保険料が3種類ある場合は、それぞれ求めた控除額の合計額 (上限額 70,000円) ③ 旧契約と新契約の双方について適用を受ける場合 (生命保険料・個人年金保険料の区分ごと) ①により求めた金額+②により求めた金額 (上限額 28,000円)
		種 類	控 除 額											
		1 雑損控除	次のいずれか多い金額 1 (損失の金額－保険金等により補てんされる額)－(総所得金額等×1/10) 2 災害関連支出の金額－5万円											
		2 医療費控除	【医療費控除】 (支払った医療費－保険金等より補てんされる額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか少ない額} (控除限度額 200万円) 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)】 [健康増進や疾病予防のための一定の取組みを行ったことがわかる書類が必要。] (スイッチOTC医薬品の購入費－保険金等で補てんされる金額)－12,000円 (控除限度額 88,000円) ※医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用であり、両方の控除を受けることはできない。											
3 社会保険料控除	支払った金額													
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額													
5 生命保険料控除	① 旧契約(平成23年12月31日以前に契約を締結した保険契約等) (生命保険料・個人年金保険料) ア 支払った保険料が15,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が15,000円を超え40,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/2+7,500円 ウ 支払った保険料が40,000円を超え70,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/4+17,500円 エ 支払った保険料が70,000円を超える場合 ・ ・ ・ 35,000円 ※ 両方がある場合には、それぞれ求めた控除額の合計額 (上限額 70,000円) ② 新契約(平成24年1月1日以降に契約を締結した保険契約等) (生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料) ア 支払った保険料が12,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料の全額 イ 支払った保険料が12,000円を超え32,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/2+6,000円 ウ 支払った保険料が32,000円を超え56,000円以下の場合 ・ ・ ・ 支払った保険料×1/4+14,000円 エ 支払った保険料が56,000円を超える場合 ・ ・ ・ 28,000円 ※ 保険料が3種類ある場合は、それぞれ求めた控除額の合計額 (上限額 70,000円) ③ 旧契約と新契約の双方について適用を受ける場合 (生命保険料・個人年金保険料の区分ごと) ①により求めた金額+②により求めた金額 (上限額 28,000円)													

6 地震保険料控除	<p>① 支払った保険料が長期損害保険契約に係るものだけの場合</p> <p>ア 支払った保険料が 5,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料の全額</p> <p>イ 支払った保険料が 5,000円を超え15,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料× 1/ 2+ 2,500円</p> <p>ウ 支払った保険料が15,000円を超える場合 ・・・ 10,000円</p> <p>② 支払った保険料が地震保険契約に係るものの場合</p> <p>ア 支払った保険料が50,000円以下の場合 ・・・支払った損害保険料× 1/ 2</p> <p>イ 支払った保険料が50,000円を超える場合 ・・・ 25,000円</p> <p>③ 支払った保険料が長期損害保険契約に係るものと地震保険料の 保険契約に係るものとの両方である場合 ・あわせて上限 25,000円</p>																																																								
7 ひとり親控除	納税義務者が事実婚ではないひとり親で、扶養親族である子や生計を一にしている子を有する場合 ・・・ 300,000円																																																								
8 寡婦控除	納税義務者がひとり親でない寡婦である場合 ・・・ 260,000円																																																								
9 障害者控除	<p>障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族1名につき ・・・ 260,000円</p> <p>(特別障害者については ・・・ 300,000円)</p> <p>(同居の特別障害者については ・・・ 530,000円)</p>																																																								
10 勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合で、自己の勤労による給与と所得等を有する者のうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、給与と所得等以外の所得が10万円以下である者 ・・・ 260,000円																																																								
11 配偶者控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">納税義務者の合計所得金額</th> <th style="text-align: center;">一般の控除対象配偶者</th> <th style="text-align: center;">70歳以上の控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下 (1,095万円以下)</td> <td style="text-align: center;">3 3万円</td> <td style="text-align: center;">3 8万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)</td> <td style="text-align: center;">2 2万円</td> <td style="text-align: center;">2 6万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)</td> <td style="text-align: center;">1 1万円</td> <td style="text-align: center;">1 3万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超 (1,195万円超)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">控除適用なし</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※カッコ内は、給与所得のみの場合の給与収入金額。</p>	納税義務者の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	70歳以上の控除対象配偶者	900万円以下 (1,095万円以下)	3 3万円	3 8万円	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	2 2万円	2 6万円	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1 1万円	1 3万円	1,000万円超 (1,195万円超)	控除適用なし																																										
納税義務者の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	70歳以上の控除対象配偶者																																																							
900万円以下 (1,095万円以下)	3 3万円	3 8万円																																																							
900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	2 2万円	2 6万円																																																							
950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1 1万円	1 3万円																																																							
1,000万円超 (1,195万円超)	控除適用なし																																																								
12 配偶者特別控除	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: left;">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">納税義務者の合計所得金額</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">控除適用なし</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">900万円以下 (1,095万円以下)</th> <th style="text-align: center;">900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)</th> <th style="text-align: center;">950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)</th> <th style="text-align: center;">1,000万円超 (1,195万円超)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)</td> <td style="text-align: center;">3 3万円</td> <td style="text-align: center;">2 2万円</td> <td style="text-align: center;">1 1万円</td> <td></td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下 (155万円超 160万円以下)</td> <td style="text-align: center;">3 1万円</td> <td style="text-align: center;">2 1万円</td> <td style="text-align: center;">1 1万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下 (160万円超 166.8万円未満)</td> <td style="text-align: center;">2 6万円</td> <td style="text-align: center;">1 8万円</td> <td style="text-align: center;">9 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下 (166.8万円以上 175.2万円未満)</td> <td style="text-align: center;">2 1万円</td> <td style="text-align: center;">1 4万円</td> <td style="text-align: center;">7 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下 (175.2万円以上 183.2万円未満)</td> <td style="text-align: center;">1 6万円</td> <td style="text-align: center;">1 1万円</td> <td style="text-align: center;">6 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)</td> <td style="text-align: center;">1 1万円</td> <td style="text-align: center;">8 万円</td> <td style="text-align: center;">4 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)</td> <td style="text-align: center;">6 万円</td> <td style="text-align: center;">4 万円</td> <td style="text-align: center;">2 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.8万円未満)</td> <td style="text-align: center;">3 万円</td> <td style="text-align: center;">2 万円</td> <td style="text-align: center;">1 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>133万円超 (201.8万円以上)</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">控除適用なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※カッコ内は、給与所得のみの場合の給与収入金額。</p>	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額				控除適用なし	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)	40万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)	3 3万円	2 2万円	1 1万円		控除適用なし	100万円超 105万円以下 (155万円超 160万円以下)	3 1万円	2 1万円	1 1万円		105万円超 110万円以下 (160万円超 166.8万円未満)	2 6万円	1 8万円	9 万円		110万円超 115万円以下 (166.8万円以上 175.2万円未満)	2 1万円	1 4万円	7 万円		115万円超 120万円以下 (175.2万円以上 183.2万円未満)	1 6万円	1 1万円	6 万円		120万円超 125万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)	1 1万円	8 万円	4 万円		125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6 万円	4 万円	2 万円		130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.8万円未満)	3 万円	2 万円	1 万円		133万円超 (201.8万円以上)	控除適用なし			
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額				控除適用なし																																																				
	900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	1,000万円超 (1,195万円超)																																																					
40万円超 100万円以下 (103万円超 155万円以下)	3 3万円	2 2万円	1 1万円		控除適用なし																																																				
100万円超 105万円以下 (155万円超 160万円以下)	3 1万円	2 1万円	1 1万円																																																						
105万円超 110万円以下 (160万円超 166.8万円未満)	2 6万円	1 8万円	9 万円																																																						
110万円超 115万円以下 (166.8万円以上 175.2万円未満)	2 1万円	1 4万円	7 万円																																																						
115万円超 120万円以下 (175.2万円以上 183.2万円未満)	1 6万円	1 1万円	6 万円																																																						
120万円超 125万円以下 (183.2万円以上 190.4万円未満)	1 1万円	8 万円	4 万円																																																						
125万円超 130万円以下 (190.4万円以上 197.2万円未満)	6 万円	4 万円	2 万円																																																						
130万円超 133万円以下 (197.2万円以上 201.8万円未満)	3 万円	2 万円	1 万円																																																						
133万円超 (201.8万円以上)	控除適用なし																																																								
13 扶養控除	<p>① 16歳以上の扶養親族 ・・・ 330,000円</p> <p>② ①のうち、19歳以上23歳未満の扶養親族 ・・・ 450,000円</p> <p>③ ①のうち、70歳以上の扶養親族 ・・・ 380,000円</p> <p>④ ③のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で、 かつ、納税義務者又は配偶者のいずれかと同居 している扶養親族 ・・・ 450,000円</p>																																																								
14 基礎控除	<p>① 合計所得金額が2,400万円以下 ・・・ 430,000円</p> <p>② 合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下 ・・・ 290,000円</p> <p>③ 合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下 ・・・ 150,000円</p> <p>④ 合計所得金額が2,500万円超 ・・・ 控除適用なし</p>																																																								

市 民 税	個人	均等割	年税額 5,000円（夫と生計を一にする妻に一定の所得がある場合も5,000円） 市民税3,500円 県民税1,500円 ・均等割のかからない者 前年中の合計所得金額が、31万5千円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額にさらに18万9千円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。																																				
		非課税	・均等割も所得割もかからない者 ① 賦課期日（1月1日）時点、生活保護法によって生活扶助を受けている者 ② 障害者、未成年者、ひとり親又は寡婦で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与所得者の年収に直すと2,044千円未満）であった者																																				
	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号数</th> <th>資本金等の金額</th> <th>市内の事業所等の従業員数の合計数</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2～9 以外の法人</td> <td></td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>1,000万円以下</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td rowspan="2">1,000万円超1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td rowspan="2">1億円超10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>10億円超</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>10億円超50億円以下</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>50億円超</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金＋資本準備金」の額を下回る場合、均等割の税率区分の基準は「資本金＋資本準備金」となる。</p>	号数	資本金等の金額	市内の事業所等の従業員数の合計数	税率（年額）	1	2～9 以外の法人		50,000円	2	1,000万円以下	50人超	120,000円	3	1,000万円超1億円以下	50人以下	130,000円	4	50人超	150,000円	5	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円	6	50人超	400,000円	7	10億円超	50人以下	410,000円	8	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円	9	50億円超	50人超
号数	資本金等の金額	市内の事業所等の従業員数の合計数	税率（年額）																																				
1	2～9 以外の法人		50,000円																																				
2	1,000万円以下	50人超	120,000円																																				
3	1,000万円超1億円以下	50人以下	130,000円																																				
4		50人超	150,000円																																				
5	1億円超10億円以下	50人以下	160,000円																																				
6		50人超	400,000円																																				
7	10億円超	50人以下	410,000円																																				
8	10億円超50億円以下	50人超	1,750,000円																																				
9	50億円超	50人超	3,000,000円																																				
法人	法人税割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率</th> <th>平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・ 法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの</td> <td>12.3%</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>14.7%</td> <td>12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の区分</th> <th>令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率</th> <th>令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・ 法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの</td> <td>9.7%</td> <td>6.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.1%</td> <td>8.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和元年10月1日以降に開始する最初の事業年度の「予定申告」は算定値が変わる。 〔税率改正後初年度のみ〕前事業年度分の法人税割額×$\frac{3.7}{7}$÷前事業年度の月数</p>	法人等の区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率	・ 資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・ 法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの	12.3%	9.7%	上記以外の法人	14.7%	12.1%	法人等の区分	令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率	・ 資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・ 法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの	9.7%	6.0%	上記以外の法人	12.1%	8.4%																			
法人等の区分	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以降に開始する事業年度の税率																																					
・ 資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・ 法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの	12.3%	9.7%																																					
上記以外の法人	14.7%	12.1%																																					
法人等の区分	令和元年9月30日以前に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率																																					
・ 資本金等の額が1億円以下の法人で、法人税割の課税標準となる法人税額（分割法人にあつては分割前の金額）が年400万円以下の法人 ・ 資本又は出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ・ 法人でない社団・財団で代表者・管理人の定めのあるもの	9.7%	6.0%																																					
上記以外の法人	12.1%	8.4%																																					
固定資産税	<p>土地、家屋、償却資産 1.4/100</p> <p>・免税点</p> <table border="1"> <tr> <td>土地</td> <td>300,000円未満</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>200,000円未満</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円未満</td> </tr> </table>	土地	300,000円未満	家屋	200,000円未満	償却資産	1,500,000円未満																																
土地	300,000円未満																																						
家屋	200,000円未満																																						
償却資産	1,500,000円未満																																						

<p>特別土地保有税</p>	<p>保有分 1.4 / 100 取得分 3.0 / 100 免税点 土地の合計面積が5,000㎡未満 ※平成15年度から課税を停止している。</p>																																		
<p>都市計画税</p>	<p>市街化区域内の土地及び家屋に対して 0.25 / 100</p>																																		
<p>軽自動車税 (種別割)</p>	<p>◆原動機付自転車及び二輪等</p> <table border="1" data-bbox="427 349 1465 779"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="2">税率(年額)</th> </tr> <tr> <th>平成27年度まで</th> <th>平成28年度から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下または 定格出力0.6kw以下</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>50cc超 90cc以下 または 定格出力0.6kw超 0.8kw以下</td> <td>1,200円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>90cc超 125cc以下 または 定格出力0.8kw超 1.0kw以下</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500円</td> <td>3,700円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>二輪(125cc超 250cc以下)</td> <td>2,400円</td> <td>3,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td>農業作業用</td> <td>1,600円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>その他(フォークリフト等)</td> <td>4,700円</td> <td>5,900円</td> </tr> <tr> <td>二輪の小型自動車</td> <td>250cc超</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		税率(年額)		平成27年度まで	平成28年度から	原動機付自転車	50cc以下または 定格出力0.6kw以下	1,000円	2,000円	50cc超 90cc以下 または 定格出力0.6kw超 0.8kw以下	1,200円	2,000円	90cc超 125cc以下 または 定格出力0.8kw超 1.0kw以下	1,600円	2,400円	ミニカー	2,500円	3,700円	軽自動車	二輪(125cc超 250cc以下)	2,400円	3,600円	小型特殊自動車	農業作業用	1,600円	2,400円	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円	二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
	車種区分			税率(年額)																															
			平成27年度まで	平成28年度から																															
	原動機付自転車	50cc以下または 定格出力0.6kw以下	1,000円	2,000円																															
50cc超 90cc以下 または 定格出力0.6kw超 0.8kw以下		1,200円	2,000円																																
90cc超 125cc以下 または 定格出力0.8kw超 1.0kw以下		1,600円	2,400円																																
ミニカー		2,500円	3,700円																																
軽自動車	二輪(125cc超 250cc以下)	2,400円	3,600円																																
小型特殊自動車	農業作業用	1,600円	2,400円																																
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円																																
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円																																
<p>◆三輪及び四輪の軽自動車</p> <table border="1" data-bbox="427 813 1465 1066"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>平成27年3月31日以前に 新規登録した車両 <旧税率></th> <th>平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 <標準税率></th> <th>初度検査年月から 13年を経過した車両 <重課税率></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		平成27年3月31日以前に 新規登録した車両 <旧税率>	平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 <標準税率>	初度検査年月から 13年を経過した車両 <重課税率>	三輪		3,100円	3,900円	4,600円	四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	自家用	7,200円	10,800円	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	自家用	4,000円	5,000円										
車種区分		平成27年3月31日以前に 新規登録した車両 <旧税率>	平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 <標準税率>	初度検査年月から 13年を経過した車両 <重課税率>																															
三輪		3,100円	3,900円	4,600円																															
四輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円																															
		自家用	7,200円	10,800円																															
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円																															
		自家用	4,000円	5,000円																															
<p>※平成27年3月31日までに新規登録した車両は、登録後13年まで旧税率。 ※新規登録の年月は、自動車検査証の『初度検査年月』欄の記載のとおり。</p> <p>◆三輪及び四輪軽自動車のグリーン化特例(令和4・5年度)</p> <p>令和3年4月1日～令和5年3月31日に新規登録した三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、新規登録した翌年度分の税率を軽減する「グリーン化特例(軽課税率)」が適用される。</p> <table border="1" data-bbox="427 1234 1465 1480"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 <標準税率></th> <th colspan="3">グリーン化特例(軽課税率)</th> </tr> <tr> <th>75%軽減(*1)</th> <th>50%軽減(*2)</th> <th>25%軽減(*3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円(*4)</td> <td>3,000円(*4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> <td>適用なし</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 電気自動車・天然ガス自動車等(クリーンディーゼル車を除く。)(平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス規制適合) *2 乗用= ガソリンが内燃機関の燃料かつ、令和2年度燃費基準達成、かつ令和12年度燃費基準90%達成車 *3 乗用= ガソリンが内燃機関の燃料かつ、令和2年度燃費基準達成、かつ令和12年度燃費基準70%達成車 *4 乗用営業用のみ</p> <p>※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の『備考』欄の記載のとおり</p>	車種区分		平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 <標準税率>	グリーン化特例(軽課税率)			75%軽減(*1)	50%軽減(*2)	25%軽減(*3)	三輪		3,900円	1,000円	2,000円(*4)	3,000円(*4)	四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	自家用	10,800円	2,700円	適用なし	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	適用なし	自家用	5,000円	1,300円	適用なし	
車種区分				平成27年4月1日以後に 新規登録した車両 <標準税率>	グリーン化特例(軽課税率)																														
		75%軽減(*1)	50%軽減(*2)		25%軽減(*3)																														
三輪		3,900円	1,000円	2,000円(*4)	3,000円(*4)																														
四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円																														
		自家用	10,800円	2,700円	適用なし																														
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	適用なし																														
		自家用	5,000円	1,300円	適用なし																														
<p>市たばこ税</p>	<table border="1" data-bbox="427 1727 1214 2080"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実施時期</th> <th colspan="2">税率(1,000本あたり)</th> </tr> <tr> <th>一般分</th> <th>旧3級品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年6月売渡分まで</td> <td>2,977円</td> <td>1,412円</td> </tr> <tr> <td>平成22年9月売渡分まで</td> <td>3,298円</td> <td>1,564円</td> </tr> <tr> <td>平成25年3月売渡分まで</td> <td>4,618円</td> <td>2,190円</td> </tr> <tr> <td>平成28年3月売渡分まで</td> <td rowspan="4">5,262円</td> <td>2,495円</td> </tr> <tr> <td>平成29年3月売渡分まで</td> <td>2,925円</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月売渡分まで</td> <td>3,355円</td> </tr> <tr> <td>平成30年9月売渡分まで</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月売渡分から</td> <td rowspan="3">5,692円</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月売渡分から</td> <td>5,692円</td> </tr> <tr> <td>令和2年10月売渡分から</td> <td>6,122円</td> </tr> <tr> <td>令和3年10月売渡分から</td> <td></td> <td>6,552円</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	税率(1,000本あたり)		一般分	旧3級品	平成18年6月売渡分まで	2,977円	1,412円	平成22年9月売渡分まで	3,298円	1,564円	平成25年3月売渡分まで	4,618円	2,190円	平成28年3月売渡分まで	5,262円	2,495円	平成29年3月売渡分まで	2,925円	平成30年3月売渡分まで	3,355円	平成30年9月売渡分まで	4,000円	平成30年10月売渡分から	5,692円	5,692円	令和元年10月売渡分から	5,692円	令和2年10月売渡分から	6,122円	令和3年10月売渡分から		6,552円	
実施時期	税率(1,000本あたり)																																		
	一般分	旧3級品																																	
平成18年6月売渡分まで	2,977円	1,412円																																	
平成22年9月売渡分まで	3,298円	1,564円																																	
平成25年3月売渡分まで	4,618円	2,190円																																	
平成28年3月売渡分まで	5,262円	2,495円																																	
平成29年3月売渡分まで		2,925円																																	
平成30年3月売渡分まで		3,355円																																	
平成30年9月売渡分まで		4,000円																																	
平成30年10月売渡分から	5,692円	5,692円																																	
令和元年10月売渡分から		5,692円																																	
令和2年10月売渡分から		6,122円																																	
令和3年10月売渡分から		6,552円																																	

(2) 電子申告等利用状況

(単位：件)

税目	課税資料		令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	
個人市民税	給与支払報告書 (個人別明細書)	全体数	77,666	77,273	76,934	76,803	75,691	72,349	
		前年比	393	339	131	1,112	3,342	2,282	
		電子申告・ eLTAx経由	件数	54,409	47,402	47,194	40,266	37,074	33,505
			利用率	70.1%	61.3%	61.3%	52.4%	49.0%	46.3%
			前年比	7,007	208	6,928	3,192	3,569	3,175
		光ディスク等	件数	986	1,438	1,421	1,101	1,097	1,468
			利用率	1.3%	1.9%	1.8%	1.4%	1.4%	2.0%
			前年比	△ 452	17	320	4	△ 371	△ 53
		公的年金等 支払報告書 (個人別明細書)	全体数	43,247	43,387	43,188	42,613	43,147	44,236
	前年比		△ 140	199	575	△ 534	△ 1,089	△ 823	
	電子申告・ eLTAx経由		件数	42,824	42,801	42,843	42,407	42,554	43,729
			利用率	99.0%	98.6%	99.2%	99.5%	98.6%	98.9%
			前年比	23	△ 42	436	△ 147	△ 1,175	△ 78
	国税連携 (確定申告書)	全体数	21,142	20,582	19,956	19,916	25,430	19,514	
		前年比	560	626	40	△ 5,514	5,916	1,286	
		電子申告・ eLTAx経由	件数	17,608	16,987	16,513	15,687	15,862	15,477
			利用率	83.3%	82.5%	82.7%	78.8%	62.4%	79.3%
			前年比	621	474	826	△ 175	385	455
	国税連携 (法定調書)	全体数	4,114	3,594	3,361	3,593	3,811	3,796	
		前年比	520	233	△ 232	△ 218	15	575	
電子申告・ eLTAx経由		件数	4,114	3,594	3,361	3,593	3,811	3,796	
		利用率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
		前年比	520	233	△ 232	△ 218	15	575	
法人市民税	申告書・ 設立異動届	全体数	4,028	3,724	3,741	3,680	3,601	3,630	
		前年比	304	△ 17	61	79	△ 29	57	
		電子申告・ eLTAx経由	件数	3,044	2,862	2,650	2,541	2,421	2,269
			利用率	75.6%	76.9%	70.8%	69.0%	67.2%	62.5%
			前年比	182	212	109	120	152	213
固定資産税	償却資産の申告	全体数	2,554	2,771	2,391	2,266	2,467	2,109	
		前年比	△ 217	380	125	△ 201	358	△ 94	
		電子申告・ eLTAx経由	件数	1,064	1,399	1,224	975	901	822
			利用率	41.7%	50.5%	51.2%	43.0%	36.5%	39.0%
			前年比	△ 335	175	249	74	79	18
合計	全体数	152,751	151,331	149,571	148,871	154,147	145,634		
	前年比	1,420	1,760	700	△ 5,276	8,513	3,283		
	電子申告・ eLTAx経由	件数	123,063	115,045	113,785	105,469	102,623	99,598	
		利用率	80.6%	76.0%	76.1%	70.8%	66.6%	68.4%	
		前年比	8,018	1,260	8,316	2,846	3,025	4,358	

資料：税務課市民税係

- * 国税連携以外の件数は各年度の「電子申告等の利用率等の調べ」に基づく。
- * 法人市民税の件数は、平成27年度までは申告書のみで、平成28年度以降は申告書と設立・異動届の件数。
- * 国税連携（確定申告書）の件数は、「受付支援システム」及び「住民税システム」より抽出。
- * 国税連携（法定調書）の件数は、「国税連携システム」より抽出。
- * 国税連携の全体数は、他市区町村からの回送物（紙媒体）は一部除く。

(3) 主な税制改正一覧

令和6年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市・県民税	森林環境税の導入	均等割において、国税として1人年額1,000円を市が賦課徴収することとなり、その税収は、全額が森林環境譲与税として市や県へ譲与される。 なお、平成26年度より、東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として、均等割額に1人年額1,000円が課税されているが、こちらは令和5年度で終了する。	令和6年度分から	5
	国外居住親族に係る扶養控除等の見直し	30歳以上70歳未満の国外居住親族について、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から除外される。 ①留学により非居住者になった人、②障害者、③扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	令和6年度分から	5
	上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と統一する。これにより所得税と異なる課税方式を選択することができなくなる。 所得税で特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、住民税でも所得に算入される。	令和6年度分から	5
軽自動車税	特定小型原動機付自転車の種別割の税率区分の見直し	令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通ルール等に関する規定が施行された。これに伴い、要件に該当する電動キックボード等については、「特定小型原動機付自転車」として原動機付自転車（50cc以下）と同じ2,000円の種別割が課税される。また、3輪以上で「特定小型原動機付自転車」に該当する車両も、従来のミニカー区分ではなく原動機付自転車（50CC以下）に区分される。 (要件) ①長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること ②原動機の定格出力が0.60キロワット以下であること ③最高速度が20キロメートル毎時以下であること 特定小型原動機付自転車用の小型の課税標識（ナンバープレート）の交付は、改正道路交通法が施行された令和5年7月1日（本市では8月1日）から開始している。	令和6年度分から	5

令和5年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																																	
個人市・県民税	住宅ローン控除の見直し	<p>住宅ローン控除の控除期間を4年延長し、令和7年末までの入居者を対象としたうえで、控除率や所得要件等を次のように改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3"></th> <th colspan="6">入居時期</th> </tr> <tr> <th colspan="3">2022年(令和4年)</th> <th colspan="3">2024年(令和6年)</th> </tr> <tr> <th>借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除限度額(年)</th> <th>借入限度額</th> <th>控除期間</th> <th>控除限度額(年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新築</td> <td>一般住宅</td> <td>3,000万円</td> <td>13年</td> <td>21万円</td> <td>0円</td> <td>10年</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅※²</td> <td>4,000万円</td> <td>13年</td> <td>28万円</td> <td>3,000万円</td> <td>13年</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅※³</td> <td>4,500万円</td> <td>13年</td> <td>31.5万円</td> <td>3,500万円</td> <td>13年</td> <td>24.5万円</td> </tr> <tr> <td>認定住宅</td> <td>5,000万円</td> <td>13年</td> <td>35万円</td> <td>4,500万円</td> <td>13年</td> <td>31.5万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中古</td> <td>一般住宅</td> <td>2,000万円</td> <td>10年</td> <td>14万円</td> <td>2,000万円</td> <td>10年</td> <td>14万円</td> </tr> <tr> <td>省エネ基準適合住宅</td> <td rowspan="2">3,000万円</td> <td rowspan="2">10年</td> <td rowspan="2">21万円</td> <td rowspan="2">3,000万円</td> <td rowspan="2">10年</td> <td rowspan="2">21万円</td> </tr> <tr> <td>ZEH水準省エネ住宅 認定住宅</td> </tr> </tbody> </table> <p>※¹ 2023年(令和5年)までに建築確認を受けた新築住宅に限る ※² 現行の省エネ性能を満たす基準、すなわち、日本住宅性能表示基準における、断熱等性能等級(断熱等級)4以上(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)かつ一次エネルギー消費量等級(一次エネ等級)4以上の性能を有する住宅 ※³ いわゆるZEH基準、すなわち、日本住宅性能表示基準における、断熱等性能等級(断熱等級)5(結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。)かつ一次エネルギー消費量等級(一次エネ等級)6の性能を有する住宅</p>			入居時期						2022年(令和4年)			2024年(令和6年)			借入限度額	控除期間	控除限度額(年)	借入限度額	控除期間	控除限度額(年)	新築	一般住宅	3,000万円	13年	21万円	0円	10年	14万円	省エネ基準適合住宅※ ²	4,000万円	13年	28万円	3,000万円	13年	21万円	ZEH水準省エネ住宅※ ³	4,500万円	13年	31.5万円	3,500万円	13年	24.5万円	認定住宅	5,000万円	13年	35万円	4,500万円	13年	31.5万円	中古	一般住宅	2,000万円	10年	14万円	2,000万円	10年	14万円	省エネ基準適合住宅	3,000万円	10年	21万円	3,000万円	10年	21万円	ZEH水準省エネ住宅 認定住宅	令和4年1月1日から令和7年12月31日までに居住を開始した場合	4
					入居時期																																																																
					2022年(令和4年)			2024年(令和6年)																																																													
			借入限度額	控除期間	控除限度額(年)	借入限度額	控除期間	控除限度額(年)																																																													
新築	一般住宅	3,000万円	13年	21万円	0円	10年	14万円																																																														
	省エネ基準適合住宅※ ²	4,000万円	13年	28万円	3,000万円	13年	21万円																																																														
	ZEH水準省エネ住宅※ ³	4,500万円	13年	31.5万円	3,500万円	13年	24.5万円																																																														
	認定住宅	5,000万円	13年	35万円	4,500万円	13年	31.5万円																																																														
中古	一般住宅	2,000万円	10年	14万円	2,000万円	10年	14万円																																																														
	省エネ基準適合住宅	3,000万円	10年	21万円	3,000万円	10年	21万円																																																														
	ZEH水準省エネ住宅 認定住宅																																																																				
セルフメディケーション税制の見直し	セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図ったうえで、適用期限を5年延長する。	令和4年1月1日以降の購入費から	3																																																																		
退職所得課税の適正化	勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金について、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税の平準化措置の適用から除外される。	令和4年1月1日以降に支払われる退職手当等から																																																																			
成年年齢の引き下げ	未成年者の非課税条件(年齢)について、民法の成年年齢の引き下げに伴い、賦課期日時点で18歳以上である場合は、前年中の合計所得が135万以下であっても対象外となる。令和5年度は平成17年1月3日以降に生まれた人が未成年者となる。なお、婚姻している場合は成人とみなす。	令和5年度分から																																																																			
軽自動車税	環境性能割に係る税率区分の見直し	新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を鑑み、自家用乗用車における現行の税率区分を令和5年12月まで据え置く。	令和5年12月31日取得分まで	5																																																																	
	グリーン化特例(軽課)の見直し	電気自動車等の排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両について、種別割の税率が軽減される現行特例の期限を3年間延長する。	令和5年4月1日から令和8年3月31日取得分まで	5																																																																	
固定資産税・都市計画税	わがまち特例の新たな創設	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションの家屋に係る翌年度の固定資産税額のうち、1/3を減額する特例措置。	令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合	5																																																																	

令和4年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年												
個人市・県民税	住宅ローン控除の見直し	<p>(1) 住宅ローン控除の特例期間の延長 住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間とする特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入居した年月</th> <th>控除期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年1月から令和元年9月まで</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月から令和2年12月まで</td> <td>13年</td> </tr> <tr> <td>令和3年1月から令和4年12月まで</td> <td>13年(※)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、分譲住宅等は令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約したものに限り。</p> <p>(2) 住宅ローン控除の要件の見直し 上記(1)で新たに延長された期間について、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅取得等も適用可能とする。 ただし、13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については適用しない。</p>	入居した年月	控除期間	平成21年1月から令和元年9月まで	10年	令和元年10月から令和2年12月まで	13年	令和3年1月から令和4年12月まで	13年(※)	令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住を開始した場合	3				
	入居した年月	控除期間														
平成21年1月から令和元年9月まで	10年															
令和元年10月から令和2年12月まで	13年															
令和3年1月から令和4年12月まで	13年(※)															
特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化	特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結する。	令和3年分申告から														
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の見直し及び延長	<p>これまでのグリーン化特例（軽課）を重点化した上で2年延長する。 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分に限り税額を下表のとおり軽減する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃費基準達成度（自家用乗用車）</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）</td> <td>概ね1/4</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>燃費基準達成度（営業用乗用車）</th> <th>税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）</td> <td>概ね1/4</td> </tr> <tr> <td>令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成</td> <td>概ね1/2</td> </tr> <tr> <td>令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成</td> <td>概ね3/4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス基準達成車、又は平成21年排出ガス基準値+10%低減達成車に限る。 ※ 貨物車は、自家用乗用車と同様の取扱いとする。 ※ 電気自動車等を除き、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車(★★★★)、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る。</p>	燃費基準達成度（自家用乗用車）	税額	電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4	燃費基準達成度（営業用乗用車）	税額	電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4	令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成	概ね1/2	令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成	概ね3/4	令和4年度分から令和5年度分まで	3
燃費基準達成度（自家用乗用車）	税額															
電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4															
燃費基準達成度（営業用乗用車）	税額															
電気自動車等（クリーンディーゼル車を除く。）	概ね1/4															
令和12年度基準90%達成かつ令和2年度基準達成	概ね1/2															
令和12年度基準70%達成かつ令和2年度基準達成	概ね3/4															
固定資産税・都市計画税	土地に係る固定資産税の負担調整措置の一部見直し	新型コロナウイルス感染症拡大からの景気回復に万全を期すため、負担調整措置により税額が増加する商業地等については、前年度の課税標準額に当年度の固定資産税評価額の2.5%（現行は5%）を加算した額を当年度の課税標準額とする。	令和4年度分のみ													
	省エネ改修が行われた既存住宅に係る固定資産税の減額措置の見直しと適用期限の延長	従前、熱損失防止改修工事が行われた住宅が当該減額措置の対象となっていたところ、「地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）」において、熱損失防止改修工だけでなく、高効率給湯器等の装置の取り付け工事等もその対象となり、適用期限が2年延長された。	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで	4												
	わがまち特例の新たな創設	特定都市河川浸水被害対策法の規定により指定された貯留機能保全区域内にある土地について、貯留機能保全区域として指定された日から3年度間、固定資産税の課税標準を価格の4分の3とする措置。	令和4年度分から													

令和3年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																															
個人市・県民税	給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替	<p>給与所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得でも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げる。</p> <table border="1"> <tr> <th>収入</th> <th>所得控除</th> <th>基礎控除</th> </tr> <tr> <td>給与</td> <td>給与所得控除 -10万円</td> <td>33万円 +10万円</td> </tr> <tr> <td>フリランス、請負等</td> <td>必要経費</td> <td>33万円 +10万円</td> </tr> <tr> <td>公的年金等</td> <td>公的年金等控除 -10万円</td> <td>33万円 +10万円</td> </tr> </table> <p>※ 所得金額調整控除…給与所得と公的年金等所得の双方を有する者について、片方に係る所得控除のみが減額されるよう措置が講じられる。 対象者は、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額がある所得割の納税義務者で、その合計額が10万円を超えるもの。 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等控除後の公的年金等に係る雑所得の金額（それぞれ10万円を限度）の合計額から10万円を控除した残額を総所得金額の計算において、給与所得の金額から控除する。</p>	収入	所得控除	基礎控除	給与	給与所得控除 -10万円	33万円 +10万円	フリランス、請負等	必要経費	33万円 +10万円	公的年金等	公的年金等控除 -10万円	33万円 +10万円	令和3年度分から	30																			
	収入	所得控除	基礎控除																																
	給与	給与所得控除 -10万円	33万円 +10万円																																
	フリランス、請負等	必要経費	33万円 +10万円																																
公的年金等	公的年金等控除 -10万円	33万円 +10万円																																	
給与所得控除の見直し（上限額の引下げ）	<p>給与所得控除が下表のとおり見直される。</p> <table border="1"> <tr> <th>給与収入金額</th> <th>給与所得控除の上限額</th> </tr> <tr> <td>850万円超</td> <td>195万円</td> </tr> </table> <p>※ 所得金額調整控除…給与収入金額が850万円超であっても、子育て世帯や介護世帯である場合には負担増が生じないように措置が講じられる。 対象者は、給与収入金額が850万円超で、23歳未満の扶養親族を有する者や特別障害者に該当する者、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者。 給与収入金額（1,000万円を限度）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を総所得金額の計算において、給与所得の金額から控除する。</p>	給与収入金額	給与所得控除の上限額	850万円超	195万円																														
給与収入金額	給与所得控除の上限額																																		
850万円超	195万円																																		
公的年金等控除の見直し	<p>公的年金等控除が、下表のとおり、公的年金等収入金額が1,000万円超の場合に上限額が設けられ、年金以外に1,000万円超の所得がある場合には、段階的に控除額を引き下げよう見直される。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3">公的年金等の収入金額 (A)</th> <th colspan="3">公的年金等控除額</th> </tr> <tr> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳未満</td> <td>130万円以下</td> <td>60万円</td> <td>50万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">65歳未満</td> <td>410万円以下</td> <td>$A \times 25\% + 27.5$万円</td> <td>$A \times 25\% + 17.5$万円</td> <td>$A \times 25\% + 7.5$万円</td> </tr> <tr> <td>770万円以下</td> <td>$A \times 15\% + 68.5$万円</td> <td>$A \times 15\% + 58.5$万円</td> <td>$A \times 15\% + 48.5$万円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下</td> <td>$A \times 5\% + 145.5$万円</td> <td>$A \times 5\% + 135.5$万円</td> <td>$A \times 5\% + 125.5$万円</td> </tr> <tr> <td>65歳以上</td> <td>1,000万円超</td> <td>195.5万円</td> <td>185.5万円</td> <td>175.5万円</td> </tr> </tbody> </table>		公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額			公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円	65歳未満	410万円以下	$A \times 25\% + 27.5$ 万円	$A \times 25\% + 17.5$ 万円	$A \times 25\% + 7.5$ 万円	770万円以下	$A \times 15\% + 68.5$ 万円	$A \times 15\% + 58.5$ 万円	$A \times 15\% + 48.5$ 万円	1,000万円以下	$A \times 5\% + 145.5$ 万円	$A \times 5\% + 135.5$ 万円	$A \times 5\% + 125.5$ 万円	65歳以上	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
	公的年金等の収入金額 (A)			公的年金等控除額																															
				公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額																															
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																															
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円																															
65歳未満	410万円以下	$A \times 25\% + 27.5$ 万円	$A \times 25\% + 17.5$ 万円	$A \times 25\% + 7.5$ 万円																															
	770万円以下	$A \times 15\% + 68.5$ 万円	$A \times 15\% + 58.5$ 万円	$A \times 15\% + 48.5$ 万円																															
	1,000万円以下	$A \times 5\% + 145.5$ 万円	$A \times 5\% + 135.5$ 万円	$A \times 5\% + 125.5$ 万円																															
65歳以上	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円																															
基礎控除の見直し	<p>基礎控除額が下表のとおり見直される。</p> <table border="1"> <tr> <th>所得割の納税義務者の合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>43万円</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>29万円</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>2,500万円超</td> <td>適用なし</td> </tr> </table> <p>※ 合計所得金額2,500万円超の者は、基礎控除が消失することに伴い、調整控除を適用しない。</p>	所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし																								
所得割の納税義務者の合計所得金額	基礎控除額																																		
2,400万円以下	43万円																																		
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																		
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																		
2,500万円超	適用なし																																		

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
個人市・県民税	未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し	<p>婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者について、同一のひとり親控除(控除額30万円)を適用する。</p> <p>上記以外の寡婦については、引き続き控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限(500万円以下(収入678万円))を設定 ※ 所得500万円(収入678万円)以下の子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性、扶養親族がない死別女性については現状のままとなる。 ※ ひとり親控除、寡婦控除のいずれについても、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とする。</p>	令和3年度分から	2
	個人住民税の人的非課税措置の見直し	<p>上記に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する個人住民税の人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とする。</p>		
	文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金税額控除の適用	<p>以下の要件に該当する観客等は、放棄した金額(当該金額が20万円を超える場合には20万円)について所得税の寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例で定めるものについて、個人住民税における寄附金税額控除の対象となる。 (要件) ① 政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等が中止等(中止・延期・規模縮小)されたこと。 ② ①の一定のイベント等の主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄したこと。</p> <p>税額控除割合:道府県民税4%、市町村民税6%※(合計最大10%) ※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8% (注1)本特例を用いた寄附金税額控除の対象金額は、所得税と同様の上限とする。 (注2)その他の要件等は、現行制度と同様とする。</p>		
固定資産税・都市計画税	使用者を所有者とみなす制度の拡大	<p>災害等の事由に限り、所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できることとしていた規定を、災害以外の場合でも、一定の調査を尽くし、事前に使用者に対して通知した上であれば、使用者を所有者とみなして課税することができることとするもの。</p>	令和3年度分から	2
	土地に係る負担調整措置の特例	<p>新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響を踏まえ、令和3年度のみ負担調整措置により増額となる土地について、前年度の課税標準額を据え置く。 ただし、地目の変換等により利用状況に変更のあった土地については、この限りではない。</p>	令和3年度分のみ	
	わがまち特例の新たな創設	<p>浸水被害防止・軽減のため、特定都市河川浸水被害対策法や下水道法に基づき、都道府県知事や市町村長等の認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を1/3とする特例措置。</p>	令和3年度分から	3
	軽自動車税	<p>新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し自家用乗用車を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を9か月延長する。</p>	令和3年4月1日から令和3年12月31日までの取得分	

令和2年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																							
個人市・県民税	ふるさと納税制度の見直し	ふるさと納税（個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分）の対象となる地方団体を一定の基準に基づき、総務大臣が指定する。指定対象外の団体に対して、令和元年6月1日以後に支出された寄附金については、ふるさと納税の対象外となる。 （個人住民税に係る寄附金税額控除の特例控除額部分の対象外となり、所得税の所得控除及び個人住民税の基本控除の対象にはなる。）	令和元年6月1日以後に支出された寄附金から																								
	住宅ローン控除の拡充	消費税率10%が適用される住宅取得等（以下、特別特定取得という。）について、住宅ローン控除の控除期間を3年延長し、13年間とする。 次のいずれか少ない金額を、11～13年目の各年において、住宅借入金等特別税額控除として控除する（10年目までは、現行制度のとおり税額控除される）。 (1) 住宅借入金等の年末残高（4,000万円（認定住宅の場合は5,000万円）を限度）×1% (2) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等]（4,000万円（認定住宅の場合は5,000万円）を限度）×2%÷3 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>従前</td> <td>今回</td> </tr> <tr> <td>居住年</td> <td>H26.4月～R3.12月</td> <td>R1.10月～R2.12月</td> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td colspan="2">所得税の課税総所得金額等の7% (136,500円を限度)</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>10年</td> <td>13年</td> </tr> </table>		従前	今回	居住年	H26.4月～R3.12月	R1.10月～R2.12月	控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (136,500円を限度)		控除期間	10年	13年	令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住を開始した場合	1											
	従前	今回																									
居住年	H26.4月～R3.12月	R1.10月～R2.12月																									
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (136,500円を限度)																										
控除期間	10年	13年																									
固定資産税・都市計画税	所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る特例措置の創設	所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法に規定する特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が、当該土地を使用して行う地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に対する課税標準の特例。 適用期間 5年度分 特例割合 2/3	令和2年度分から	1																							
	高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る減額措置の創設	高規格堤防整備事業の事業区域内における家屋の所有者が、事業の実施により仮移転し、事業後に一定の家屋を新築した場合の減額措置。 適用期間 5年度分 減額割合 住宅（居住部分） 2/3 （非居住部分） 1/3 住宅以外 1/3	令和2年度分から	1																							
	固定資産を現に所有している者の申告の制度化	土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」という。）に、条例で定めるところにより当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとするもの。	令和2年6月から	2																							
軽自動車税	グリーン化特例（軽課）の見直し及び延長	これまでのグリーン化特例（軽課）を2年間延長した後、令和3年4月1日以降は電気自動車等に限定する。 平成31年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した三輪及び四輪の軽自動車（新車に限る）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分に限り税額を下表のとおり軽減する。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">燃費基準達成度（例：乗用）</td> <td colspan="2">税額</td> </tr> <tr> <td>H31.4.1～R3.3.31</td> <td>R3.4.1～R5.3.31</td> </tr> <tr> <td>電気自動車等※</td> <td>概ね1/4</td> <td>概ね1/4</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+50%達成</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+40%達成</td> <td>概ね1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+30%達成</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+20%達成</td> <td>概ね3/4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>令和2年度燃費基準+10%達成</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> ※電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車	燃費基準達成度（例：乗用）	税額		H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31	電気自動車等※	概ね1/4	概ね1/4	令和2年度燃費基準+50%達成	—	—	令和2年度燃費基準+40%達成	概ね1/2	—	令和2年度燃費基準+30%達成	—	—	令和2年度燃費基準+20%達成	概ね3/4	—	令和2年度燃費基準+10%達成	—	—	令和2年度分から令和5年度分まで	1
燃費基準達成度（例：乗用）	税額																										
	H31.4.1～R3.3.31	R3.4.1～R5.3.31																									
電気自動車等※	概ね1/4	概ね1/4																									
令和2年度燃費基準+50%達成	—	—																									
令和2年度燃費基準+40%達成	概ね1/2	—																									
令和2年度燃費基準+30%達成	—	—																									
令和2年度燃費基準+20%達成	概ね3/4	—																									
令和2年度燃費基準+10%達成	—	—																									

令和元年度適用

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年																																																																		
個人市・県民税	配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し	<p>現下の経済情勢等を踏まえ、就業調整をめぐる課税への対応、担税力の調整の必要性等の観点から、下表のとおり改正される。</p> <p>(1) 配偶者控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税義務者の前年の合計所得金額</th> <th colspan="2">控除額</th> </tr> <tr> <th>控除対象配偶者</th> <th>老人控除対象配偶者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900万円以下</td> <td>33万円</td> <td>38万円</td> </tr> <tr> <td>900万円超950万円以下</td> <td>22万円</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>950万円超1,000万円以下</td> <td>11万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 配偶者特別控除</p> <p>ア 前年の合計所得金額が900万円以下の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の前年の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38万円超90万円以下</td><td>33万円</td></tr> <tr><td>90万円超95万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr><td>95万円超100万円以下</td><td>26万円</td></tr> <tr><td>100万円超105万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr><td>105万円超110万円以下</td><td>16万円</td></tr> <tr><td>110万円超115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>115万円超120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>120万円超123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 前年の合計所得金額が900万円超950万円以下の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の前年の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38万円超90万円以下</td><td>22万円</td></tr> <tr><td>90万円超95万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr><td>95万円超100万円以下</td><td>18万円</td></tr> <tr><td>100万円超105万円以下</td><td>14万円</td></tr> <tr><td>105万円超110万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>110万円超115万円以下</td><td>8万円</td></tr> <tr><td>115万円超120万円以下</td><td>4万円</td></tr> <tr><td>120万円超123万円以下</td><td>2万円</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ 前年の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の納税義務者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の前年の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>38万円超95万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr><td>95万円超100万円以下</td><td>9万円</td></tr> <tr><td>100万円超105万円以下</td><td>7万円</td></tr> <tr><td>105万円超110万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr><td>110万円超115万円以下</td><td>4万円</td></tr> <tr><td>115万円超120万円以下</td><td>2万円</td></tr> <tr><td>120万円超123万円以下</td><td>1万円</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 合計所得金額が1,000万円超の納税義務者については、配偶者控除及び配偶者特別控除ともに適用できない。</p>	納税義務者の前年の合計所得金額	控除額		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者	900万円以下	33万円	38万円	900万円超950万円以下	22万円	26万円	950万円超1,000万円以下	11万円	13万円	配偶者の前年の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	33万円	90万円超95万円以下	31万円	95万円超100万円以下	26万円	100万円超105万円以下	21万円	105万円超110万円以下	16万円	110万円超115万円以下	11万円	115万円超120万円以下	6万円	120万円超123万円以下	3万円	配偶者の前年の合計所得金額	控除額	38万円超90万円以下	22万円	90万円超95万円以下	21万円	95万円超100万円以下	18万円	100万円超105万円以下	14万円	105万円超110万円以下	11万円	110万円超115万円以下	8万円	115万円超120万円以下	4万円	120万円超123万円以下	2万円	配偶者の前年の合計所得金額	控除額	38万円超95万円以下	11万円	95万円超100万円以下	9万円	100万円超105万円以下	7万円	105万円超110万円以下	6万円	110万円超115万円以下	4万円	115万円超120万円以下	2万円	120万円超123万円以下	1万円	令和元年度分から	29
	納税義務者の前年の合計所得金額	控除額																																																																				
控除対象配偶者		老人控除対象配偶者																																																																				
900万円以下	33万円	38万円																																																																				
900万円超950万円以下	22万円	26万円																																																																				
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円																																																																				
配偶者の前年の合計所得金額	控除額																																																																					
38万円超90万円以下	33万円																																																																					
90万円超95万円以下	31万円																																																																					
95万円超100万円以下	26万円																																																																					
100万円超105万円以下	21万円																																																																					
105万円超110万円以下	16万円																																																																					
110万円超115万円以下	11万円																																																																					
115万円超120万円以下	6万円																																																																					
120万円超123万円以下	3万円																																																																					
配偶者の前年の合計所得金額	控除額																																																																					
38万円超90万円以下	22万円																																																																					
90万円超95万円以下	21万円																																																																					
95万円超100万円以下	18万円																																																																					
100万円超105万円以下	14万円																																																																					
105万円超110万円以下	11万円																																																																					
110万円超115万円以下	8万円																																																																					
115万円超120万円以下	4万円																																																																					
120万円超123万円以下	2万円																																																																					
配偶者の前年の合計所得金額	控除額																																																																					
38万円超95万円以下	11万円																																																																					
95万円超100万円以下	9万円																																																																					
100万円超105万円以下	7万円																																																																					
105万円超110万円以下	6万円																																																																					
110万円超115万円以下	4万円																																																																					
115万円超120万円以下	2万円																																																																					
120万円超123万円以下	1万円																																																																					
	積立NISAの創設	<p>家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するために創設。</p> <p>現行のNISAと同様、口座内で生じた配当及び譲渡益については非課税。</p> <p>いずれかを選択</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>積立NISA</th> <th>現行NISA</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間の投資上限額</td> <td>40万円</td> <td>120万円 (H26・27年は100万円)</td> </tr> <tr> <td>非課税期間</td> <td>20年間</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>口座開設可能期間</td> <td>20年間 (H30～R19年)</td> <td>10年間 (H26～R5年)</td> </tr> <tr> <td>投資対象商品</td> <td>積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託</td> <td>上場株式・公募株式投資信託等</td> </tr> <tr> <td>投資方法</td> <td>契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資</td> <td>制限なし</td> </tr> </tbody> </table>		積立NISA	現行NISA	年間の投資上限額	40万円	120万円 (H26・27年は100万円)	非課税期間	20年間	5年間	口座開設可能期間	20年間 (H30～R19年)	10年間 (H26～R5年)	投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等	投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし	平成30年1月1日以後の投資について適用	29																																																
	積立NISA	現行NISA																																																																				
年間の投資上限額	40万円	120万円 (H26・27年は100万円)																																																																				
非課税期間	20年間	5年間																																																																				
口座開設可能期間	20年間 (H30～R19年)	10年間 (H26～R5年)																																																																				
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等																																																																				
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし																																																																				

税目	改正項目	主な改正の概要	適用期日等	改正年
固定資産税・都市計画税	バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設	特別特定建物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税額の1/3に相当する金額（改修工事費の一定割合を上限とする）を減額する措置。	令和元年度分から	30
	わがまち特例の新たな創設	生産性向上特別措置法の規定により、市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、3年間固定資産税の課税標準に乗じる割合を0とする特例措置。	令和元年度分から	30
軽自動車税	軽自動車税環境性能割の創設	自動車取得税の廃止に伴い、「環境性能割」と「環境性能割交付金」が創設される。 軽自動車（中古車を含む）の取得が行われた際に、当該軽自動車の主たる定置場の所在地において課税される。	令和元年10月以降の取得分から	28
		需要変動の平準化等の観点から、令和元年10月1日からの1年間に購入された自家用乗用車（中古車を含む）に係る環境性能割の税率が1%軽減される。		1